

# 家庭科教育支援セミナー報告

じっきょう家庭科資料 編修部

2019年11月から2020年3月にかけて弊社では、6回の家庭科教育支援セミナー企画し、多くの先生方にお申し込み頂いておりました。あいにくのコロナ禍により、3月の2回は中止となりましたが、実施できました4回のセミナーのようすを紙面にてお伝えいたします。

## 【家庭科教育支援セミナー1】

高校3年生はクラスに毎月『成年』が増えていく！

会場：ACU-Y（読売北海道ビル）

TKP 博多駅前シティセンター

講師：弁護士 横山哲夫先生

### 1. 民法の成年年齢引き下げ

民法の成年年齢が引き下げられたことにより、次のようになる。

- ・選挙で投票（20歳→18歳）
- ・高額な買い物等の契約（20歳→18歳）
- ・親の保護（親権）（20歳→18歳）
- ・婚姻年齢（女性16歳→18歳，父母の同意不要）

### 2. 民法の定める重要事項＝「契約」の基本

- ・契約＝法律上の約束
- ・権利と義務が発生
- ・理由なくやめることはできない

例えば、お店で買い物をした場合（売買契約）、「やっぱり気に入らない」といって返品はできない。自分で意思表示して購入（契約）したのであるから、それにしぼられても仕方ない。

しかし、未成年者の場合には「未成年者取消権」により未成年者がひとりでした契約は理由がなくても取り消すことができる。成年になると、これが適用できなくなり、一旦契約した場合は、取り消すことが困難になる。この年齢が20歳から18歳に変わる所に大きな問題が発生する恐れがある。

### 3. トラブルの現場から

未成年者取消権は、消費者被害の“鉄壁の防波堤”と言われている。今までは取消の恐れから、事業者は20歳未満をターゲットにしなかった。そのため、高校生の消費者被害はあまり大きな問題でなかった。しかし、これからは高校生が消費者トラブルに巻き込まれる恐れがある。

高校生だけでなく、大学進学・就職・上京という節目には、悪い業者のターゲットにされやすいと考えられる。キャッチセールス、アポイントメントセールス、マルチ商法、インターネットショッピングなど、教科書にも例があがっているような被害が実際に発生するだろう。

また、現在のインターネット取引での問題は複雑化しており、ネットでの消費者トラブルは解決が非常に難しい。特に慎重になるよう伝えてほしい。

### 4. トラブルに遭遇したら

成年になっても救済方法はある。先生方にはぜひ、生徒に「最後の最後まで決してあきらめてはいけない」と教えてほしい。

- ・クーリング・オフ（特定商取引法）
- ・消費者契約法による取消
- ・民法による取消
- ・民法の無効

実際には簡単に契約をやめることはできないが、「それでも常識的に考えておかしいと思うときは『188（いやや：消費者ホットライン）』に電話しなさい」と伝え、「188」だけでも覚えさせてほしい。

### 5. 若年者の加害加担への危惧

消費者相談の現場で、オレオレ詐欺等の「かけ子」「出し子」、戸籍抄本を渡す、携帯電話の名義貸し、学生寮でのマルチ商法など、大学生が「バイト」感覚で引き受けてしまう例をたくさん見ている。

生徒には「いったん「バイト」を引き受けてしまっても、『188』で引き返そう」と伝えてほしい。



## 【家庭科教育支援セミナー 2】

生徒の深い学びを導く教師の手立て

－問いを創り、授業を創る－

会場：ビジョンセンター東京駅前

講師：横浜国立大学教授 堀内 かおる先生

※このセミナーは前半が講演、後半がワークショップでしたが、今回は講演についての報告を掲載します。

## 1. 家庭科教師としての自分を振り返ってみよう

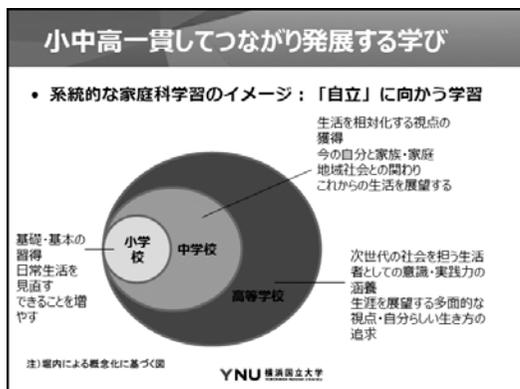
先生方が家庭科の楽しさを自信をもって伝えられるよう、先生方に元気になってほしい。家庭科は社会の様々な課題を網羅している教科であり、生活と人生が詰まっている教科である。堀内先生の研究テーマは、先生方が家庭科教育の中でこれは大切にしたいというテーマ・家庭科観に信念を持って日々アップデートする手助けをすることである。

今日のテーマは「アンラーン（学びほぐし＝再発見）」。「先生方自身が高校生のときに受けた家庭科と同じような内容の授業で良いだろうか。家庭科は常に変化し続けるリアルな生活と密接に結びついている教科であり、加えて、新学習指導要領では生徒の学びに変化が求められている。自分の中のあるべき家庭科像を白紙にして、改めて、本当に学ぶべき事、伝えるべき事は何かを問い直してほしい。新しい視点で社会・家庭科・生徒を見ることが自身のアップデートにつながっていく。

## 2. 新学習指導要領と家庭科

## ①「社会に開かれた教育課程」と「カリキュラム・マネジメント」

学校全体の目標「どのような子どもを社会に送り出すか」に対して家庭科としてどのような側面から関わっていくかという観点で考えれば良い。



## ②「資質・能力（コンピテンシー）」

課題をいかに自分事として考え、行動につなげ、学びを人生や社会に生かそうとする能力であり、まさに家庭科のホームプロジェクトの概念と一致する。ホームプロジェクトが全教科に入ったといえる。

## ③「主体的・対話的で深い学び」

課題を自分事として生徒が受け止められるようにする「はしごをかける」ことが教師の役割である。

学校や生徒の実情に合わせたテーマ・場面をいかに設定するかがポイントであり「穴埋め問題でも、そこから何を考えさせるか」「調理実習もお楽しみで終わるのではなく、作ることを通して何を学ばせたいのか」。生徒の「当たり前」を問い直し、生活認識に変容をもたらす「気づきから築きへ」をもたらすことが深い学びにつながっていく。

## ④「系統的で発展する学び」

小学校から高校までの系統的な家庭科学習のイメージは「自立」に向かう学習である。「自立」とは関係性の中での自立であり、全てを自分で行うのではなく、自分ができないことは人に助けをもらう、また自分も助けることが適切にできるようになることである。その過程で、自分の当たり前が全てではない、多様性に気づくことが大切である。

## 3. 「評価」と逆向き設計論に基づく授業デザイン

新学習指導要領では評価がより重視されるが、そもそも評価とは「目標に向けてどの程度到達したか」である。教師にとっては授業の目標が生徒にどこまで浸透できたか、どこを改善すれば良いかということであり、生徒にとっては自分の達成状況を知り、課題は何か、どう手当てするかである。

授業が終わってから評価を考えるのではなく、目標と同時に評価の観点をセットで作成してほしい。例えば「振り返り」も、単なる感想ではなくある観点に基づいて述べさせれば、理解度や意欲を見ることができる。

「なんのために今日の授業をするのか。自分が伝えたいことは何か」をすこし意識すると授業の組み立てが楽になるので、ぜひ実践していただきたい。

## 【家庭科教育支援セミナー 3】

認知症フレンドリー講座

会場：朝日新聞社東京本社

講師：坂田一裕氏

### 1. イントロダクション

まず、講師の坂田氏から、朝日新聞社が取り組んでいる認知症プロジェクトについての説明があった。

認知症になっても安心して暮らしていけるような社会作りに、社全体で取り組んでいるとのこと。

坂田氏自身は元々、介護のフィールドで取材等を続けていたがその過程の中で、今後認知症は大きな課題になるのでは？との気持ちが膨らんでいき、認知症プロジェクトにかかわるようになった。

### 2. 講演

講演は坂田氏のテンポの良く進む講話と時折ミニムービーをはさんで進行した。

講話はまず認知症への考え方を明示するところから始まる。つまり「認知症とともに生きる人の意志や意見、思いを大切にすることが理念」→「本人を主体とする考え方」である。

続いて、認知症患者数610万人、予備軍480万人といった具体的な数字で、認知症は誰もがなり得る病気であることの説明があった。認知症については2015年の厚労省オレンジプランに続き、認知症施策推進大綱が決定されるなど政府の動向についても触れられた。

パワーポイントを駆使して、普段見ることができない画像（アルツハイマー病の脳の画像や脳内で起きていること）も見ることができた。

ミニムービーでは認知症治療にあたる医師が認知症についてやさしく解説をしてくれる。

さらに、神矢努氏と丹野智文氏の認知症当事者のインタビュームービーでは、神矢氏から認知症の症

状や日常生活においてどのようなことに困るのが伝えられた。丹野氏からは、認知症の人に対して周囲はどのように接すればよいのか、社会のあり方などが語られた。どちらも当事者からの率直な気持ちとメッセージで、この段階ですでに認知症に対する意識があいまいであったことを自覚させられ、正しい知識を身につけて向き合わなければと思知らされる。ムービーはこのほかにも、ミニドラマ仕立てのものもあり、身近な人が認知症になった時の家族の戸惑いなどを垣間見ることができる。

### 3. VR体験

VR体験はヘッドセットを装着すると、映像として認知症に罹患した人が経験する幻覚（幻視）を見ることができる。参加者全員、1人1台利用した。

映像では、自分の部屋にいるはずのない小学生くらいの女の子が見えた。認知症になると、このような幻視が起こるらしい。家族には見えないので、気持ちの行き違いが生じるようである。

また、階段を降りるときには階段が波打ったような錯覚を招き、なかなか足を下ろせなくなるようだ。下を向くと階段が続いているが、階段がわん曲したようになっているので、怖くて足を踏み出すことができなかった。たとえ、VRの体験であったとしても聞くこととはやはり全く違う。認知症の方は日々このような状況に陥っているのだと実感した。

### 4. まとめ

講話の後段では、食習慣などの生活習慣の改善（食事の内容、時間、運動量）が認知症罹患のリスク低減になることも触れられ、家庭科が担っていることとのつながりがより明確になった。また、認知症の人には、自尊心を傷つけないよう、慌てさせないような配慮も必要ではあるが、特別な人として扱う必要もなく、認知症は当事者を構成するごく一部であることが強調された。



### 《参加者の声》

参加者の先生方からは、次のような感想をいただきました。一部をご紹介します。

#### 【セミナー1】

- ・内容はまさに今学校で取り組んでいるもので、私の指導内容と合致しているところもあれば新たに学べたこともあり、大変ためになりました。
- ・昨年に続き参加させていただきました。法律に関する内容では用語も難しいものが多く、解説がとても良かったです。わかりやすくお話していただき、もっといろいろなことを伺いたいと思いました。
- ・横山先生のお話は、ただ成年年齢が下がったことだけでなく、その前に法がどのような土台の上で変化しているのかを非常にわかりやすく教えていただきました。先週まで授業で話していたことをもう1度やり直したいと思うほど勉強になりました。
- ・弁護士の先生のお話を聞く機会は研修会ではあまりないので、法律の知識を深めることができ良かったです。未成年者取消権が18歳では使えないことを改めて聞き、生徒が被害に遭わないために伝えていかなければと強く思いました。具体的な事例など多くのことを学べて良かったです。

#### 【セミナー2】

- ・今年度は新学習指導要領の3観点を考えたテストの作成について検討していたため、先生のお話から学ぶことがたくさんありました。紹介していた本を読んで参考にしたいです。
- ・大変わかりやすいお話でした。たとえば、主体的≒能動的というもどれだけ当事者意識を持てるかなど、新学習指導要領に使われている語句の意味、言い回しがストンと腑に落ちました。
- ・逆向き設計論…評価点をあらかじめ決めてワークシート作成することは是非やってみようと思いました。「家庭基礎」3年履修のため、後期は定期考査を実施していないので評価に困っていました。

#### 【セミナー3】

- ・大変充実した内容でした。難しい内容を平易にお

話いただいて理解が深まりました。何らかの形で授業に生かしたいと思います。映像の時間が5〜7分と短く簡潔でよかったです。

- ・エビデンスにもとづき視覚や体験により総括的に学ばせていただきました。とても満足しています。
- ・動画あり、VR体験あり、パワポも資料豊富でとてもわかりやすく充実したすばらしい内容のセミナーでした。
- ・新聞社という新しい情報の感度が高い企業ならではのお話で大変刺激になりました。
- ・認知症テーマのセミナーは初めてでしたが、とても勉強になりました。動画がどれもすばらしく、リアリティがあって良かったです。坂田さんの資料をとっておいて勉強させていただきます。

お忙しい中、また遠方からご参加いただき、感謝申し上げます。今後も、より先生方のご希望にそったコンテンツを展開して参りたいと思います。今年度の開催計画は決まり次第ご案内いたします。

#### ■講師プロフィール・活動内容

##### ○横山哲夫氏（弁護士）

富士通株式会社勤務を経て、1981年弁護士登録。情報問題・電子商取引・消費者教育を含む消費者問題全般に関心を持つ。著書：「電子商取引法」（勁草書房 共著）

##### ○堀内かおる氏（横浜国立大学教育学部教授）

研究テーマは家庭科の授業、教材開発、家庭科教師の力量形成。著書：「家庭科教育を学ぶ人のために」（世界思想社2013年）、「生活をデザインする家庭科教育」（世界思想社、2020年）など多数。

##### ○坂田一裕氏（朝日新聞東京本社総合プロデュース本部コンテンツ事業部プロデューサー）

朝日新聞社では2019年4月に認知症を理解するための体験型講座「認知症フレンドリー講座」を開始している。企業や自治体など団体を対象として全国各地で展開中。朝日新聞社が手がけた事業を社内表彰する、2019年のSDGs大賞に『認知症フレンドリープロジェクト』（当時）が選ばれた。